

別表第 3 （第 2 条関係）

2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

名称	事項	金額			
1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の17の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			
		(1) 申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出	ア 一戸建て住宅	5,800円	
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）という。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
				11,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
				23,800円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
				52,800円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
				94,700円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
				119,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	
				148,000円	
				2項に規	

された場合		定する住宅部分をいう。以下同じ。)	
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円
		(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円
		(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅
		(ア) 誘導仕様基準 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円

					に関する 誘導基準 及び一次 エネルギー 消費量 に関する 誘導基準 (令和4 年国土交 通省告示 第1106 号)をい う。以下 同じ。) による場 合
				(イ) 仕 様・計算 併用法 (住宅 部分の 省令第 1条第 1項第 2号イ (1)の外 皮平均 熱貫流 率及び 冷房期 の平均 日射熱	当該住宅の床面積の合計が200平方 メートル未満のもの 30,100円 当該住宅の床面積の合計が200平方 メートル以上のもの 33,200円

					取得率 (以下 「外皮 性能」と いう。) を誘導 仕様基 準によ り評価 し、住宅 部分の 省令第 1条第 1項第 1号イ の一次 エネル ギー消 費量(以 下「一次 エネル ギー消 費量」と いう。) を省令 第10条 第2号 ロ(1)の 基準に より評 価する 方法又	
--	--	--	--	--	---	--

	は住宅 部分の 外皮性 能を省 令第10 条第2 号イ(1) の基準 により 評価し、 一次エ ネルギー 消費 量に係 る基準 への適 合を誘 導仕様 基準に より評 価する 方法を いう。以 下この 項及び 2の項 並びに 4の部 4の項 及び5 の項に おいて	
--	---	--

			同じ。)による場合	
			(ウ) 標準計算法 (省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び2の項並びに4の部4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,900円
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,700円 当該部分の床面積の合

						計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円
					b 仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,800円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 256,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円
						当該部分の床面積の合

						計が25,000平方メートル以上のもの 354,000円
					c 標準 計算法 による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 81,000円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 329,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 449,000円
				(イ) 非住宅部分	a モデル建物 法（一次 エネル	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円 当該部分の床面積の合

					ギー消 費量の 算出に 用いる べき標 準的な 建築物 及び省 令第10 条第1 号イ(1) の屋内 周囲空 間の年 間熱負 荷(以下 この部 におい て「屋内 周囲空 間の年 間熱負 荷」とい う。)の 算出に 用いる べきも のとし て国土 交通大 臣が定 める建	計が300平方メートル以 上1,000平方メートル未 満のもの 129,000円
						当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル 以上2,000平方メートル 未満のもの 171,000円
						当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの 276,000円
						当該部分の床面積の合 計が5,000平方メートル 以上10,000平方メート ル未満のもの 361,000 円
						当該部分の床面積の合 計が10,000平方メート ル以上25,000平方メー トル未満のもの 434,000円
						当該部分の床面積の合 計が25,000平方メート ル以上のもの 509,000 円

						建築物を用いて評価する方法をいう。 2の項並びに 4の部 4の項及び5 の項において 同じ。) による 場合
						b 標準 入力法 等（実際 の設計 仕様の 条件を 基に算 定した 一次エ ネルギー 消費 量及び 屋内周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル

					て評価 する方 法をい う。2の 項並び に4の 部4の 項及び 5の項 におい て同 じ。)に よる場 合	以上10,000平方メート ル未満のもの 758,000 円 当該部分の床面積の合 計が10,000平方メート ル以上25,000平方メー トル未満のもの 896,000円 当該部分の床面積の合 計が25,000平方メート ル以上のもの 1,020,000円
2 低炭素 建築物新 築等計画 変更認定 申請手数 料	法第55条第 1項の規定 に基づく低 炭素建築物 新築等計画 の変更の認 定の申請に 対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法 第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく 申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の16の項に 掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれ る場合においては当該部分ごとに同表の17の項に掲げる額の手数料を 加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれ る場合においては当該昇降機1基について同表の18の項又は19の項に 掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）				
		(1) 申請に 併せて適 合性確認 機関が作 成した法 第54条第 1項各号 に掲げる 基準に適 合してい	ア 一戸建て住宅 イ ア以外の建築物	4,100円 （ア）住宅 部分	当該部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの 8,000円 当該部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メートル未 満のもの 16,700円 当該部分の床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの 37,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平	

		ることを 示す書類 が提出さ れた場合			方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円
				(2) (1) 以外 の場合	ア 一戸建て住宅
				(ア) 誘導 仕様基準 による場 合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円

					(イ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円	
					(ウ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円	
				イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円
						b 仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル

						未満のもの 122,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 213,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 248,000円
				c 標準 計算法 による 場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円
						当該部分の床面積の合

						計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円
				(イ) 非住宅部分	a モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

						304,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 357,000円
				b 標準 入力法 等による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル	

						ル以上のもの 715,000 円
--	--	--	--	--	--	---------------------

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更 認定申請
 手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をい
 う。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この部の1の項(1)のア若しくは(2)のア又は同
 部2の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。